

<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 本日は、(6番)委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、平成29年8月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件が14案件です。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>おはようございます。 議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 番号1、大字四浦東字尾崎田2筆の750㎡です。3条の無償移転で譲渡人、譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について私から報告いたします。 8月3日に四浦地区の最適化推進委員と現地に赴き確認しまし</p>

議長	<p>た。なんら問題ないです。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原及び蜻木及び小森及び立目及び城ノ平 田3筆、畑8筆の計11筆、15,212㎡です。3条の使用貸借で貸付 人及び借受人は、議案に記載されているとおりです。農業者年金で の10年の更新となります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明がありましたが、本件につきまして、ご 意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。</p> <p>議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に 対する意見について</p>

議長	<p>次に、議案第34号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明します。</p> <p>番号1、大字川辺字中高原の畑2筆の16,773㎡です。農振区分としましては、農用地区域ではありますが、現在用途区分変更を提出済みです。申請人の所有する農地を規模拡大のため農業用施設に転用するものになります。以上です。</p> <p>引き続き、本件について、担当委員の私から報告いたします。8月3日に川辺地区の最適化推進委員と現地調査をしまして、何ら問題はないと思われます。岩崎最適化推進委員の意見を求めます。</p>
川辺地区委員	<p>私も何ら問題はないと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました。本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>次に、議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。</p>

議長	1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 3 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について説明します。この 5 条も先ほどの 4 条の案件と同じ場所になります。</p> <p>番号 1、大字川辺字中高原畑 1 筆の 8,842 m²です。5 条の所有権移転で譲渡人及び譲受人は、議案に記載されているとおりです。転用目的としましては幼牛用畜舎なっています。土地代金は 6,391,280 円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、担当の私から報告します。</p> <p>申請案件は、議案第 3 4 号の第 4 条の案件と隣接いたしまして規模拡大の意思があり、売買の相談がありました。川辺地区の最適化推進委員に意見を求めます。</p>
川辺地区委員	<p>規模拡大には、必要不可欠な農地ですから、両者合意をしますから、何ら問題はないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告及び 1 0 番委員からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字中高原畑 1 筆の 6,820 m²です。5 条の所有権移転で譲渡人及び譲受人は、議案に記載されているとおりです。転用目的としましては幼牛用畜舎なっています。土地代金は 4,949,280 円となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、担当の私から報告いたします。先ほどの 1 番と同じで</p>

	<p>同じ敷地内にありまして、両者合意がなされております。以上です。川辺地区の最適化推進委員の意見を求めます。</p>
川辺地区委員	<p>1番と同様に必要不可欠な農地で、両者合意をしておりますから、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(意義なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第36号 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認の利用権貸借についてご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字新並木及び吉ノ尾田4筆の4,825㎡です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。農業者年金での10年の更新になります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字田ノ下の田1筆485㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、4が関連につきまとめて説明いたします。円滑化団体を通しての転貸になりますのでまとめて説明します。大字川辺字佐土原及び別府原田2筆の4,255㎡です。貸借の新規で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。つづきまして番号4、大字川辺字佐土原及び別府原田2筆の4,255㎡です。貸借の転貸で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字城ノ上畑2筆の2,723㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権移転について説明します。番号1大字川辺字宮園田1筆の</p>

議長	<p>1,468 m²です。所有権を移転する者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は440,400円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2 大字川辺字上高原及び城ノ平畑9筆の12,444 m²です。所有権を移転する者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,500,000円です。以上です。</p>
議長	<p>川辺地区の最適化推進委員と現地確認をしました。川辺地区の最適化推進委員に意見を求めます。</p>
川辺地区委員	<p>この件につきましては、7月24日に事務局と公社と現地に赴きましたが、隣接地の境界が不明でした。再度、8月3日に渡辺会長と境界を探しに行きましたが、みつかりませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び岩崎委員からの意見がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
1番委員	<p>境界もわからないのに売買が済んだというのはおかしいと思いますが。</p>
議長	<p>売買が済んだとしても、両方の立会がないのに委員会が認めたとなればおかしくなりますので、境界を両者が立会するまで保留でよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、保留にします。 3番について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字城ノ上畑1筆の1,458㎡です。所有権移転をする者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は446,148円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第37号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第37号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてご説明します。この案件は議案36号の5番の案件で番号1、大字川辺字城ノ上畑2筆の2,723㎡です。権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 9月8日、(金)曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時20分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年8月10日

相良村農業委員会

署名委員 3番 _____ (印)

署名委員 4番 _____ (印)